

江井島中学校クラブ規約

- 第1条 このクラブを江井島中学校クラブと称します。
- 第2条 このクラブは江井島中学校生徒の入部希望者で構成します。
- 第3条 このクラブは、活動を通じて健全な精神、健全な身体を育成するとともに、情操を豊かにし、スポーツへの理解を深め、文化活動の向上をはかります。
- 第4条 クラブへの入部は、保護者の承諾を得、入部届を提出し許可された生徒に限ります。
- 第5条 このクラブには次の部をおきます。
サッカー、~~ソフトボール~~、男子テニス、女子テニス、野球、陸上競技、柔道、男子バスケットボール、女子バスケットボール、女子バレーボール
茶道、吹奏楽、家庭科
- 第6条 各部にキャプテンをおき、部担当者・指導者のもと、部の運営にあたります。
(キャプテンは部員の中から選出された者とし、部員のリーダーとしての役目を果たします。)
- 第7条 部費は原則として各部で金額、徴収期間などを協議して決定するものとします。また、適時、保護者会を開き、部の活動方針の確認や活動報告をし、部費の活動報告をします。
- 第8条 部員は次のことを守ります。
1、クラブのきまりを守ること。
2、クラブの活動を乱すような言動をしないこと。
3、クラブ活動だけでなく、普段の生活・学習においても充分力を入れること。
4、部費及び振興会後援会費を納めること。
- 第9条 各部のキャプテンでキャプテン会を組織し、定期的にキャプテン会議を行います。

第10条 活動の終了及び下校時刻は原則として次の通りとします。

	終了時刻	下校時刻
5～9月	17:45	18:00
2月～4月, 10月	17:15	17:30
1月, 11月, 12月	16:45	17:00

- 第11条 日曜日、祝祭日、長期休業中の部活動は、生徒負担を考慮した練習計画を立て保護者会でも了承を得られるものとします。
活動時間や活動の制限については「部活動に係る活動方針」に基づいて適切に運営できるものとします。

付 則

1. この規約は、昭和54年4月1日より施行します。
2. 第5条の規約改正を昭和63年4月1日より実施します。
3. 第5条の規約改正を平成4年4月1日より実施します。
4. 第5条・第6条・第7条・第9条・第10条・第10条・第11条・第12条・第13条の規約改正を平成9年4月1日より実施します。
5. 第8条の規約改正を平成12年4月1日より実施します。
6. 第7条の規約改正及び第9条を削除し以下の繰り上げを平成16年4月1日より実施します。
7. 第5条の規約改正を平成23年4月1日より実施します。
8. 第5条の規約改正を平成29年4月1日より実施します。
9. 第5条・第11条の規約改正を令和2年4月1日より実施します。
10. 第10条の規約改正を令和6年4月1日より実施します。